

制定 2021年12月27日

改定 2026年 3月24日

# 一般社団法人医療情報標準化推進協議会 標準化委員会規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規則は、一般社団法人医療情報標準化推進協議会（以下、本法人と称す）が定款施行規則第11条に基づき設置する標準化委員会（以下、本委員会と称す）の職務について規定する。

### (職務)

第2条 本委員会は、定款施行規則第10条第2項に定める事業を行う。

- 2 本委員会は、前項の事業を行うため、医療情報標準化指針（以下 HELICS 標準化指針と称す）の管理運用に係わる以下の各号の職務を行う。
  - (1) HELICS 標準化指針の運用に係わる方針の策定
  - (2) 標準規格の提案勧告や標準規格の粒度の調整
  - (3) HELICS 標準化指針申請書の受理から指針採択に至るまでの手続き
  - (4) HELICS 標準化指針の廃棄

## 第2章 本委員会の構成

### (構成)

第3条 本委員会は定款施行規則第11条の定めにより構成する

- 2 本委員会は、必要に応じて委員長が本委員会委員の中から選出する副委員長を置くことができる。

## 第3章 本委員会の開催

### (開催)

第4条 委員長が必要に応じて本委員会を招集する。

- 2 本委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 本委員会委員は、テレビ会議または電話会議（以下「テレビ会議等」という）を利用して、本委員会の審議及び決議に参加することができる。当該委員は前項出席者数に算入する。

### (議長及び議決)

- 第5条 本委員会の議長は、委員長が務める。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長あるいは委員の中から選出し、議長を務める。
  - 3 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。
  - 4 賛否同数の場合は議長の判断によって決する。
  - 5 前2項の規定にかかわらず、審議において委員全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、審議を可決する旨の委員会決議があったものとみなす。

(HELICS 標準化指針の審議)

- 第6条 HELICS 標準化指針に申請される申請書の受理から採択までの取扱に関する審議は、別に定める HELICS 標準化指針申請の取扱に関する規則に従い行う。
- 2 本委員会が、審査委員会から HELICS 標準化指針の審査を引き継ぐ場合、審査委員会規程に準じて行う。
  - 3 本委員会は、採択された HELICS 標準化指針を理事会に報告する。

## 第4章 議事録

(議事録の作成)

- 第7条 本委員会の審議の結果は、定款施行規則第14条に定めるところにより、委員会が議事録として記録する。
- 2 議事録作成者は、委員長が指名する。

## 第5章 本規則の改廃

(改廃)

- 第8条 本規則は、本委員会が起案し、理事会の議をもって改廃できる。

附則

本規則は2021年（令和3年）12月27日から施行する。

附則

本規則は2026年（令和8年）3月24日から施行する。